

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省	成	平	成	十	令	第	国	財
利	發	振	額	最	払	發	用	振	の	法	發	號	名	件	等	債	務
率	行	替	低	込	行	行	等	替	條	律	行	稱	及	次	を	告	省
	格	單	額	面	金	方	法	適	之	根	適	そ	記	と	月	九	百
	日	位	金	額	額	法	適	之	根	適	之	そ	記	と	月	九	百
年	十	額	平	す	額	の	振	五百	額	よ	金	基	附	法	國	機	用
○	三	面	成	る	の	記	替	万	三	面	る	運	づ	則	律	民	關
・	錢	金	十	。	整	載	法	円	十	金	引	用	き	第	一	十	利
一	額	六	數	又	の	四	額	受	基	厚	三	平	成	十	債	第	付
パ	百	年	倍	は	規	億	で	け	金	生	十	金	法	年	資	二	國
セ	円	六	の	記	定	九	百	に	勞	七	二	平	本	項	資	六	庫
ン	に	月	金	錄	に	千	三	寄	条	一	年	成	法	年	債	一	債券
ト	つ	二	額	は	よ	五	十	大	第	一	法律	十	行	資	百	大	(二年)
	き	十	に	、	る	五	十五	臣	一	項	大	七	之	金	別	臣	行
	九	一	よ	最	振	五	億	さ	大	一	法律	七	之	之	會	谷	昭和
	十九	日	る	低	替	万	円	れ	か	一	大	十	之	五	計	垣	五十七
	九	九	も	額	口	資	円	た	ら	項	大	十	之	五	法	禎	年
	九	九	の	面	座	年	規	た	の	一	項	九	之	之	法	禎	大
	九	九	と	金	簿	資	定	ら	の	一	項	九	之	之	法	禎	藏

+
-
—

の経過利子
払込み

年金資金運用基金理事長は、払込金額に加え、次の算式により計算出した金額を第十八号に規定する。

初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期は、その翌営業日に当たるとき
に次号及び第十五号において同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八	十	十	十	十四
八	七	六	五	
払込期日	払場所	元利金支額	償還期限	後期以子
平成十六年六月二十一日	日本銀行	額面銀行	平成年月日	毎年六月
		十	る	期
		百	い	二
		円	て	十
		六	を	日
		円	支	及
		月	の	び
		月	と	支
		月	し	間
		月	前	二
		日	、	月
		百	六	に
		円	各	期
			月	二
			支	月
			間	二
			に	お
			屬	十